

現代文化人類学会会則

- 第1条 本会は、現代文化人類学会と称する。
- 第2条 本会は、文化人類学の研究とその発展に寄与するとともに、会員相互の研鑽と親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。
1. 会誌の発行
 2. 総会等の開催
 3. その他の必要な事業
- 第4条 本会の目的に賛同し、別に定める会費を納める者をもって会員とする。
- 第5条 会員は、会誌の購読および本会の事業に参加できる。
- 第6条 本会に、役員として会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事1名をおく。また、役員とは別に事務局若干名をおく。任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第7条 会長は、本会の会務を統括し、総会・理事会を召集する。副会長は、会長を補佐し、うち1名は会長を代行する。
- 第8条 理事は、会長および副会長とともに理事会を構成し、予算・決算および会務の審議を行う。
- 第9条 監事は、本会の会計を監査する。
- 第10条 理事会は、会務遂行のために各種委員会を設けることができる。
- 第11条 本会は事務処理のため事務局をおき、以下の事務局所在地を本会の所在地とする。
東京都新宿区戸山1-24-1（早稲田大学文学学術院内）
- 第12条 総会は年1回開催し、役員を選出、会務報告、事業計画、予算・決算およびその他の事項の議決を行う。
- 第13条 総会が開催できない場合は、理事会の議決をもってかえることができる。
- 第14条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入を持ってこれにあて、会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。
- 第15条 本会の会員は次の4種類とする。
1. 一般会員
 2. 学生会員
 3. 購読会員
 4. 維持会員
- 第16条
1. 学生会員は、入会の際に学生証または在学証明書のコピーの提出を必要とする。
 2. 維持会員は、この会の事業を任意に援助する個人及び団体である会員とする。
 3. 会員の会費は別に定めるところによる。会費の額は、総会の承認を経たうえでホームページなどで掲示する。
- 第17条 本会則の改正は、総会の議決を必要とする。
- 第18条 本会則に定めるもののほか、必要な事業に関する細則および規程・要項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

1. 本会則は、1999年5月15日から施行する。

2. 会費の年額は、一般 5,000 円、学生 3,000 円、購読 6,000 円、維持 15,000 円とする。

(2001 年 1 月 27 日 第 14 条改正)

(2004 年 1 月 10 日 第 6 条および第 10 条改正)

(2005 年 1 月 8 日 付則 2 改正)

(2010 年 1 月 23 日 第 1 条改正)

(2012 年 1 月 28 日 付則 2 改正)

(2015 年 1 月 31 日 第 11 条、第 14 条および第 16 条改正)

(2017 年 1 月 21 日 第 11 条改正)

(2020 年 1 月 25 日 第 1 条、第 5 条、第 6 条および第 10 条改正、第 15 条および第 16 条追加)